

令和5年度第2回 荒川区障がい者総合プラン策定委員会議事録

開催日：令和5年8月18日（金）

時 間：午後3時より

場 所：サンパール荒川5階 第7集会室

事務局：それでは時間前ですが皆様お揃いですので、ただいまから第2回荒川区障がい者総合プラン策定委員会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

（配布資料の確認 1～6、参考資料1・2）

事務局：では、初めに委員長からご挨拶をお願いいたします。

委員長：

こんにちは。暑い中、またお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今回の障がい者プランの委員会ですが、ボリュームが多いのでかいつまんで申し上げます。令和8年までにこういうことを障がい者に対してやって下さいと国が決めていたものが、若干の見直しがあった。そして今、障がい者プランのそれぞれの項目に関しまして、令和5年の今現在の時点でどのように進捗状況が荒川区で出されているかということをご報告していただく会かと思っております。今現在の国の方針、区の方針がどこまで進捗しているかを見極めていただき、今後の令和8年度に向けてどのようにしたら最も良い状況になるかをお考えになっていただきまして、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただければと思っております。では事務局からいろいろと資料の説明があるかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務局：

委員長ありがとうございました。今後の進行につきましては、荒川区障がい者総合プラン策定委員会の設置条項に基づきまして、委員長に一任をさせていただきたいと思っております。それでは委員長よろしくをお願いいたします。

委員長：

では、初めに本委員会に初めてご出席いただいた委員の方や委員の変更があった方につきまして、事務局からご紹介をよろしくをお願いいたします。

事務局：

まず今回が初めてのご出席になります東京都立王子特別支援学校渉外部主幹 A様。

A委員：

前は修学旅行の引率があり欠席させていただきました。本日は初めての参加となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局：

また委員の交替の方が2名いらっしゃいました。荒川区医師会からB委員に変わりましたC委

員に変更になっております。本日はC委員のご都合が悪いということでB委員にご出席していただいております。荒川区聴覚障がい者協会からD様に委員が変更になっております。ただ本日はご都合がつかないということでE様にご出席いただいております。以上です。

委員長：

それでは議事に入らせていただきます。まず次第4．国の基本指針の見直し内容について、ご説明をよろしく願います。

事務局：

「国の基本指針について」資料1、こちらの資料ですが、国の基本指針とは何かと申しますと自治体が障がい者福祉計画を定めるに当たりまして、国が基本的な指針を示すというものになっております。今回の策定に当たりましては、国の基本指針の見直しが行われまして改正があったということですので、その内容について資料1を元に簡単にご説明させていただきます。

まず資料の作りですが、国の基本指針の項目が表の左側にあり、その改正内容が右側に記載してある作りとなっております。また左側の指針のところでは下線部になっているところは、項目自体に改正をされたとか追記されたものとなっております。基本指針の見直しの内容は、今回策定する荒川区の障がい者総合プランにも反映してまいりたいと考えております。

早速ですが、1ページ目の表の左側の部分、第一の一「基本的理念」、こちらにつきまして、例えば2の市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等のところですが、右側の見直し内容としましては、難病患者等への支援の明確化や計画策定では患者や専門家等の意見を踏まえることとなっております。難病患者につきましては既に障害者総合支援法の対象にはなっておりますが、国の基本指針においても改めて改正された内容となっております。

続きまして、3の入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備につきましては、この見直し内容として地域生活支援拠点等の整備・運営及び拠点と基幹相談支援センターの連携の確保の必要性が記載されております。

飛びまして6の障がい福祉人材の確保・定着についてですが、処遇改善による職場環境の整備や、ICT等による業務改善の効率化について記載されております。続いて7の障がい者の社会参加を支える取組定着につきましては、合理的配慮の提供や意思疎通支援等の促進のために、文化行政担当やデジタル担当との連携について記載されたところです。

続いて第一の二「障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方」ですが、表の中頃の3のグループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実につきましては、居住支援法人との連携の推進やグループホームにおける障がい者の一人暮らしに向けた支援等の充実について改正がされております。また精神障がい者の地域移行のためのサービス量や支援ニーズの把握に努める旨の改正がされております。

2ページ目の第一の三「相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」についてですが、1の相談支援体制の充実・強化につきましては、基幹相談支援センター設置の努力義務化や業務の明確化について記載されております。4の協議会の活性化ですが、個別事例の検討を通じた支援体制の整備の取組や専門部会等への当事者参画の重要性について記載されております。

続きまして第一の四「障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方」ですが、1の地域支援体制の構築ですが、児童発達支援センターを地域の中核的な役割を果たす機関としての位置づけや支援機能について記載がされております。また自立支援協議会の部会として、子どもの専門部会を設置する必要性についても記載されております。2の保育、保健医療、教育、就労支

援等との関係機関と連携した支援につきましては、市町村に設置される子ども家庭支援センター等で連携した支援体制の構築の必要性について記載されております。3の地域社会への参加・包容の推進につきましては、児童発達支援センターはインクルージョン推進の中核機関としての機能が求められる旨について記載されております。

続きまして3ページ目、第二「障がい福祉サービス等及び障がい通所支援等の提供体制の確保に係る目標についてですが、こちらにつきましては、自治体ごとに目標を設定するいわゆる成果目標と言われるものとなっております。次の次第5のところでは現行の計画における成果目標の実施状況の報告をさせていただきますので、詳細の部分は後ほど説明させていただきます。資料といたしましては、下線部のところが今回改正された箇所になりますが、新たに成果目標となった部分についてご説明をさせていただきます。

最初は三の「地域生活支援拠点の充実」ですが、二つ目の令和8年度までに強度行動障がいを含む有する障がい者に関して状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備について新たな成果目標として設定されております。

続きまして4ページ目、四「福祉施設からの一般就労への移行等」についてですが、こちらは、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上となる事業所を全体の5割以上とするとした成果目標、これが新しく設定されております。

続きまして、ちょっと飛びまして5ページの一歩下、「相談支援体制の充実・強化等」という項目になっております。こちらは協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、必要な協議会の体制を確保するとして成果目標が新しく設定されました。これ以降につきましては時間の都合もございますので割愛をさせていただきますが、計画の策定自体に関することですか、9ページにおきましては計画に定める活動指標、いわゆるサービスの見込量の設定について記載されておりますので、ご確認をいただければと思います。資料1の国の基本指針の見直しのご説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長：

どうもありがとうございました。いかがでしょうか。ご意見等はございますでしょうか。国の方が、成果にかなり具体的なパーセンテージ、成果目標を課してきておりますので、これを令和8年度までに本当に実現ができるのかというのは非常に困難に思えるのですが、職員の皆様や区民の皆様の協力で、何とぞ目標達成になるように努力していかねばいけないものだと思います。

委員：

基本的理念のところでは文言がちょっと気になるところがあって確認をしておきたいと思うのですが、この第一の一の7の障がい者の社会参加を支える取組定着のところ、右側の「合理的配慮の提供のための」と書いてあるのですが、合理的配慮の提供という言葉が含まれているのが気になって、合理的配慮はサービスになるのか、ならないのか。私はサービスじゃないと捉えていますが、その辺をお聞きしたいと思います。

事務局：

ありがとうございます。確かにサービス提供というよりは、我々もそうですが、一般企業も含めてしっかりと配慮を行って、皆さんがどの方でも暮らしやすく、過ごしやすくすることが趣旨だと思いますので、提供という言い方では少し議論があるのかとは思っています。

委員：

わかりました。提供という言葉がサービスの的なものに捉えてしまっているのではないので、誤解が生まれにくい言葉に訂正してほしいと思っています。よろしくお願いします。

委員長：

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ないようでしたら現行計画の成果目標と活動指標の実施状況につきまして、事務局からご説明いただきますけども、後ほどでも構いませんので、質問がございましたら前に振り返ってやっていきたいと思っておりますので遠慮なくご意見をいただければと思います。事務局よろしくお願ひいたします。

事務局：

では次の資料2の現行計画の成果目標と活動指標の実施状況ということで、今の計画で設定した成果目標の実施状況となっております。資料の作りですが表の上段に国の目標、あとその表を元に作成した区の目標を記載しております。その下においては例えば具体的な数字が設定されている目標の場合はその実施状況を記載して、更にその下には令和3年度～5年度の取組状況ですとか、その評価、そして今後の方向性を記載しております。また表の下の欄外には令和6年度～8年度に国において新たに設定される成果目標、これはご参考までに記載をしているところです。次のプランにおいてはこの国の成果目標に基づきまして、区においても目標を設定する流れになります。

では早速ですが、まず(1)施設入所者の地域生活への移行についてです。国の目標は記載の通りですが、区の目標といたしましては、令和元年度末時点の施設入所者数が123人いらっしゃいましたが、令和5年度末時点で8人を地域移行するというところ、また施設入所者については4人入所されるということを目標としております。達成状況の半ばでございますが、表に記載のとおり、地域移行の利用者数は実績としては7人と若干目標を下回っておりますが、施設入所者数については7人減と目標を上回る見込みとなっております。その下の取組状況ですが、一つ目、本人の希望やご家族の意向を適切に把握して意思決定の支援に配慮するとともに、地域生活が可能かどうか検討を進め、地域移行に取り組んでおります。また三つ目、令和5年度には地域移行の受け皿拡大のために重度障がい者グループホームですとか、生活介護施設に対する施設整備費補助事業を開始しております。その下の今後の方向性ですが、施設入所者の地域移行の意向について適切に把握をしまして、地域移行の可能性を模索してみる必要があるかと考えております。欄外の国の目標ですが、先ほども申し上げたとおりこれを元に区の新しい目標を設定してまいります。

続きまして15ページの(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。まず区の成果目標ですが、保健・医療・福祉関係者の協議の場において、地域課題を共有して適切な連携・協議を図り、一人一人の思いが地域でかなえられる支援体制の構築を目指す。併せまして地域のニーズに答えられるかどうかを検討して目標設定及び評価を行っていく内容となっております。取組状況ですが、一つ目、精神障がいについての理解・促進のための講演会の開催、二つ目、ケアシステムの構築・協議の場としてこの3つの会議を実施しております。その下、今後の方針ですが、一つ目、障がい者の差別解消についての事業を実施しておりますが、更に精神障がいについての理解を深めるために普及啓発を行って行く必要があります。二つ目、長期入院患者を含めて入院患者の地域生活の移行を進めるに当たりまして、医療、福祉等の一体的な連携が必要となっております。

続きまして17ページの(3)地域生活支援の充実についてです。区の成果目標についてです

が、基幹相談支援センターを中核とした連携を強化して、個々の状況に応じた細やかな相談支援を行って行く内容になっております。取組状況ですが、一つ目、面的整備によりまして個々の機能及び各機能間の連携強化を進めております。三つ目、緊急時の受入れについては短期入所用居室2床を確保した『スクラムあらかわ』と緊急一時保護用1床を確保した『グループホームひぐらし』で行っております。四つ目、自立支援協議会の相談支援部会に地域生活支援拠点ワーキンググループを設置し活動しております。ワーキンググループでは関係機関の連携状況を目的としまして、障がい者が地域生活を送る上での困難事例から課題解決を行いまして、拠点機能強化を図っております。今後の方向性ですが、一つ目、地域生活拠点などの整備は進んでおりますが、その機能の充実を図りまして、障がい者の地域生活での移行の支援や地域生活支援充実を図る必要があります。また地域のニーズを踏まえて、地域生活拠点において必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて機能の強化を図って行く必要があります。

続いて19ページの(4)福祉施設から一般就労への移行等についてです。区の目標につきましては記載のとおり、一般就労への移行者数や反映する支援事業の利用率、あと就労定着率などが目標となっております。その下の実施状況ですが、一番右の達成状況の欄を見ていただきますと、上から4つ目まで1~4のところについては目標を達成できる見込みとなっております。一方、その下2つ、就労定着支援事業の利用率と就労定着率が8割以上の事業所の割合については、令和5年度末で目標を下回る見込みとなっております。こちらの理由としては一般就労が終わった後に定着支援の利用は必ずしも希望しない、そういった方もいらっしゃるということが挙げられます。またコロナ禍によりまして、就労機会ですとか就労意欲、自粛などそういった影響があったものと想定しております。今後の方向性といましては、一つ目、法定雇用率が段階的に引き上げられるなど障がい者の就労機会が拡大される中、これに伴い生じる就労面や生活面の更なる支援が必要となってまいります。また二つ目、関係機関と連携を深めて本人の意向や特性に応じた支援を行い、一般就労へつなげて行くように進めていく必要があります。

21ページ、(5)障がい児支援の提供体制の整備等で、こちらの成果目標は ~ まであります。取組状況と併せてですが、 ~ につきましては荒川たんぼぼセンターの児童発達支援センター化の検討を進めておりまして、令和6年度の開設を目指している状況です。 ~ におきましては荒川たんぼぼセンターにおいて令和5年度から保育所等訪問支援ですとか、障害児相談支援を開設する予定となっております。 ~ では重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所が3事業所となっております。 ~ では医療的ケア児等支援協議会の設置ですとか、医療的ケア児等地域コーディネーター配置について取組をいたしました。その下の今後の方向性ですが、 ~ については児童発達支援センターの整備について、 ~ においては地域社会の参加ですとかインクルージョンの推進体制の確保、 ~ では重症心身障がい児を支援する事業者の更なる充足、 ~ では医療的ケア児等への支援体制の検討について進めてまいりたいと考えております。

23ページ目、(6)相談支援体制の充実・強化等についてです。こちらの成果目標はこの記載のとおりになっておりますが、取組状況といましては、一つ目、令和2年度に基幹相談支援センターを設置しまして総合的及び専門的な相談支援の体制を確保したり、相談支援事業所におけるモニタリング結果の検証による地域の相談支援力の向上を図っております。三つ目、自立支援協議会を定期的開催しておりまして、事業の進捗状況や地域における課題の共有などを行いつつ、連携強化を図っております。その下の今後の方向性のところですが、一つ目、引き続き、基幹相談支援センターを中心として、相談支援体制の強化や相談支援事業所の質の向上等に取組んでまいります。また三つ目、自立支援協議会において事例検討を通じた地域改善の抽出や解決に向けた検討など取組体制が必要となってまいります。

続きまして(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の項目

ですが、成果目標についてはこの記載のとおりで、取組状況といたしましては、一つ目、障がい福祉サービス等事業所や関係機関等が、地域における課題や資源・情報を共有し、協働が図れる「障がい福祉サービス資源情報共有システム(障がい福祉倶楽部)を構築しております。二つ目、区の職員における障害福祉サービス等の研修の参加などを実施しているところです。今後の方向性におきましても、一つ目、システムの活用、二つ目、都や区で実施する研修の参加によるサービスの質の向上などが必要になってくるかと考えております。資料2のご説明は以上となります。

続いて資料3は併せてご説明をさせていただきたいと思っております。25ページの活動指標(サービス見込量)の実施状況について記載したのですが、こちらは時間の都合がございますので簡単にご説明をさせていただきます。まず表の見方ですが、表の見込と書かれた部分は前回に計画策定時に設定した見込量となっております。その下の実績については年度ごとの実績です。なお、今年度の令和5年度の実績は現時点での見込の数字を入れてあります。例えば(1)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについてというところだと、訪問系でございましたら全体的には増加傾向ですが、居宅介護は減少傾向であるという内容になっております。日中活動系につきましてはこちらも全体的には増加傾向でございます。居住支援施設系ですと全体的に横ばいですが、グループホームは少し増加傾向でございます。

これ以降、27ページからは(2)児童福祉法に基づく障がい児支援でございますとか、28ページ以降については、(3)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業の実績を記載しております。こちらはまた別途でご確認いただきまして、気になる点がございましたら、後日でもかまいませんのでご連絡をいただければと思っております。簡単ではございますが、ご説明は以上となります。

委員長：

資料の説明が膨大なのでなかなかついていけないところがあると思いますが、ご意見等ございましたら伺いたいと思っております。いかがでしょうか。

ないようでしたら私から、大体うまくいっていることはよく分かりまして、そして今後強化しなければならぬところも分かりましたが、19ページの下二つの就労定着支援事業の利用率が、コロナが落ち着いた令和5年で63%から30%にかなり下がっています。令和元年度から徐々に順調に70%の方に向かっていくのが、令和5年は全部済んでいるわけではありませんが、令和4年から令和5年にかけて30%に低下している。その下のところに関しましても67%まで順調に右肩上がりであったのが57%で10%ぐらい下がっています。この要因は解析されていますでしょうか。

事務局：

上の定着支援事業ですが、こちらの説明でも少し触れさせていただきましたが、必ず使わなければいけない事業ではありません。一般就労に移ってから必要に応じて使えて、定着に関する支援が受けられる。新たな相談を受けたり何か困りごとがあればお話できるというような利用になります。いろいろな話を聞いていますと「私は大丈夫だ」ということで受けない方も結構いらっしゃるということです。そういった意味で年度によってブレが大きいということになっております。目標は立てておりますが、引き続き使っていただける方や必要な方についてはしっかりと利用いただく形で進められればという考えです。下の方ですが、コロナで令和2年で40%までガクッと落ちまして、それから傾向としては回復傾向で、今年度の見込みは少し下がっているのですが大きな流れとしては上向き方向かと考えております。

委員長：

分かりました。上の30%に関しては利用しなくても良いよという方が多くなって来ているという認識で良いわけですね。区としてはきちんとやっていますよということが明確に分かるように少しコメントしてもらったらよろしいかと思えます。

事務局：

ありがとうございます。状況も少し細かく書いて、下がったのがどういうことか分かるような記載方法を検討したいと思えます。

委員長：

他にございますでしょうか。

委員：

精神障がいをお持ちの方の地域生活の支援センターの職員をしております。本日ご説明いただきました中の17ページぐらいに当たるかと思うのですが、我々のセンターも、障がいをお持ちの方の地域生活支援の充実の欄に関わった仕事を毎日しております。この件に関しまして2点ほど、ちょっと現状の報告というところで皆さんと共有できたらと思っております。

1点目、私ども荒川区精神障がい者地域生活支援センターは今年度に20周年を迎えまして、20年ほど精神障がいをお持ちの方の地域の生活を皆さんと一緒に支えてきている実績があるのですが、建物が非常に老朽化しておりまして、築50年以上経っている建物ですずっと運営しております。どちらかという建物自体は丈夫なのですが、外観がどんどん危なくなっていて、水漏れや壁の剥がれがかなり深刻な状態になっているので、このままこのプランにのっとなって皆さんの生活をお支えするのに、うちのセンターが危なくないとは言い切れないところがあり、出来れば皆さんが安心して地域生活をするに当たってのお手伝いを出来るようなセンターを今後も継続していきたいと考えておりますので、今回このような機会をいただきましたので、老朽化の現状も共有できたら良いなと思ってお話いたしました。

それともう1点だけお話ししていきたいと思うのですが、同じく精神障がいをお持ちの方の地域生活について今回述べられていて、入院をしないで地域で皆さん調子を保ちながら生活されるというのも、本当にとてとても大変なことで、私たち毎日100件ぐらいの電話相談を受けております。その中で最近ちょっと目立ってきているのが、日々の生活への不安がすごく高くなってきていると思っていて、前回の委員から、精神障害をお持ちの方の食べる物が無いという訴えが家族会の方に行ってしまうというお話もあったのですが、経済的に先行きの見えない将来の不安というのはメンタルも不安になってしまうので、そういったところに関して、区からも何か安心できる材料が少しでも提供出来たら良いと思えます。残酷な話なのですが、日々の食費を500円にしている人とか結構いまして、光熱費が払えないので暑いのにクーラーを止めてしまう人もいます。日中は窓を開けて過ごして夜寝るときだけ少しクーラーを付けるという人もいらっしゃるし、夜中にスーパーの値引き品を買いに行くことしかできないという人も相談で来るので、生活感の部分も今日お伝えできたらなと思ってお話をさせていただきました。皆さんで共有できたら助かります。ありがとうございます。

委員長：

精神障がい者の方々の生の声だと思いますので、そういうところでも細かく聞いてあげて、この策定委員会でどういう方向で向かったらいいのか、サポートできるのかということをご検討い

ただければと思います。また建物に関しては予算が付くかどうか非常に難しいところではありますが、50年たっていれば新しいものにとというのは考え方としては当然だろうと思いますので、ある程度のところで予算案を立ててきちんとしたものを建ててあげるのも必要だと思います。来年にすぐ建てろということとはできないと思いますが、数年後に向かって更に計画を立てていかれるとよろしいかと思いますが、その点もハード面も含めてご検討をよろしくお願いいたします。

委員：ありがとうございます。

委員長：

障がい者の方の生の声は大切なことを教えて下さっていると思いますので、本当に我々も真摯に受け止めなければいけないと思いますので、是非ご検討下さい。他にございますでしょうか。

委員：

医師会長のCの代理でまいりましたBです。23ページの7、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組体制の構築を図りますということですが、2つ目の障がい福祉サービス事業所に関して、障害福祉サービス資源情報共有システム(以下『障がい福祉倶楽部』)が構築されましたというお話がここにも書いてあります。前回もそういったお話がこれからあるのだということのを伺っていた気がいたしますが、実際先ほどのご意見にもあったように障がい者の意見をどうやって酌み取っていくかが重要だと思います。そのためにはこういった新しいシステムを使ってそれを皆さんで共有していくことが重要だと思いますが、実際それはもう稼働しているとのお話ですが、具体的にどのような利便性といえますか、これを作ったことによってこういうことが出来たという事例はお持ちでしょうか。

事務局：

こちらは『障がい福祉倶楽部』ということで、主に事業者等の連絡調整に使うようなシステムになっておりまして、主な用途としては例えば区からの連絡や国からいろいろ直前の通知や情報共有があった際に、迅速にいろいろな事業者さんに共有できるというところで使っております。

委員：

その返答に対してはどうでしょう。要するに情報を送るだけでなく共有してその情報が返ってくる方の情報はどうでしょうか。

事務局：

それに対してリアクションが出来るということで、まだ具体的な改善ができた事例はないですが、そういったことが出来るものになっておりますので、今後どんどん活用ができればと考えております。

委員：

そうですね。ぜひ活用していただきたいと私は思います。ありがとうございました。

委員長：どうもありがとうございました。いかがでしょうか。どうぞ。

委員：

今のお話について活用している側からのコメントとすると、各事業者さんにある周知をしてい

る段階でもあると思うのですが、周知が届いてくると非常に伝えやすいと言いますが、『基幹相談支援センター』でやるイベント等をここに挙げさせてもらって、今までお付き合いがなかった事業所さんから研修に参加してくれたり、今まで国の通知や都の研修通知などはメールで個別に区からいただいていたのですが、メールだとどうしてももぐってしまうのですが、『福祉倶楽部』だと現場の状況が皆で見られるので「所長またこれ忘れていませんか」ということで、「うっかり忘れるところだった」みたいな感じです。共有できるという意味では非常にありがたいと思っていますので、これからももっといろんな情報が出てくると、いろんな事業所さんがのぞき見に行って、より良い活用の仕方になるのではないかと感じております。以上です。

委員長：

そういう意見が区役所の方にも届くようなシステムをぜひお願いいたします。更に言わせていただくと、逆に精神障がい者の方々や障がい者の方々がこういうことをやられたことによって良かったと言っていたような声が出ると、アウトラインとしてはベストなのだろうと思います。業者間の共有とともにその根底に存在する障がい者の皆様がハピネスになれるような声が出てくると一番良いと思いますので、是非ご検討下さい。他にございますでしょうか。大体、大きなテーマに関しましては大雑把に説明が終わったかと思いますが、事務局の方は次第5とか6とかありますが、説明をお願いします。

事務局：

次の議題ですが、資料の4・5・6の「障がい者総合プランの概要」について簡単に説明させていただきます。資料4は次期プランの骨子を目次的な形でお示しさせていただきました。次期プランはこちらの目次に沿って策定を行ってまいりたいと考えているところです。

簡単に見ていきますと、第1章は策定の概要を記載するといったところで1から6節までありまして、1節では策定の趣旨、2節では本委員会の設置、3節ではプランの位置づけ、第4節では対象、5節ではプランの期間、そして第6節では本プランの推進体制を記載するところになっております。

第2章ですと障がい者・障がい児を取巻く状況についての章がありまして、第1節ではこちらの変遷ということで、国や東京都等の制度の動きを記載してまいります。第2節では統計から見るといったところで荒川区の人口や手帳所持者数といったものを記載する予定です。第3節では、令和4年度に実施しました実態調査の調査結果の抜粋を記載する予定です。

次に第3章ですが、プランの基本的な考え方を記載するところで、第1節では基本理念を記載して、第2節では基本目標と基本方針。こちらの障がい者総合プランの上位計画が荒川区基本計画となっております。これが令和8年までの期間となっておりますので、今触れました理念や目標・基本方針はそれと整合性を取ったもので、前回と同じものを継承させていただきます。基本目標1ですがこちらは記載のとおり「誰もが安心できる基盤づくりの推進」、基本目標2につきましては「健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実」、基本目標3ですと「地域で自分らしく暮らせるための環境づくりの促進」。第4節は資料1で説明した先ほどの国の基本方針につきまして、改正内容をまとめたものを記載する予定としております。

第4章は基本理念に基づく施策についてで、第1節は「施策の体系」、第2節が「重点施策」、第3節から第7節の基本方針に基づく各施策についてはこの後の資料で少しご確認をさせていただきます。

第5章は、先ほど触れました成果目標との活動指標を記載するところになっております。細かい内容や数値は次回の素案の際にお示しをする予定となっております。こちらにつきましても先

ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。最後に「資料編」で要綱や皆様の名簿をこういう形で記載をさせていただきます。

続きまして、資料5の説明をさせていただきます。今資料4で説明いたしました基本理念・基本目標・基本方針に基づきまして施策をやって行くということで、表の左側には基本理念・基本目標・方針が記載されておりまして、その横では第4期、今の障がい者総合プランの令和5年度までの施策を示しているところになります。そしてその中程から右側のところは今回策定する第5期の施策体系図の案を記載しております。矢印の右側のところです。基本目標などを現行のプランから提唱することで基本的には現行プランの施策体系を継承しつつ太枠で囲ったところが変更の案となっております。網掛けの部分につきましては重点施策となりまして、後ほどの資料6で簡単に説明いたします。

変更箇所を簡単にご説明いたしますが、まず施策1-(4)ですが、虐待防止対策の推進について、現行の名称では「障がい者虐待防止センター」という名称になっておりましたが、名称を「虐待防止対策の推進」に変更するところで、こちらのセンター以外にも各事業所における対策の促進や質の向上など今回から盛り込むこと等を検討しておりますので、それに伴って名称の変更を検討しているものです。

続きまして施策3-(1)「グループホーム等の居住等の推進」ですが、現行は「グループホーム整備の推進」となっております。グループホームの整備を含めるとともに、グループホームのみならず居住支援全般にかかる方向性についても最近重要になってきておりますので、施策に含めるところから名称変更するものです。

続きまして施策の4-(4)「医療的ケア児等の支援」ですが、こちらは新しく加えたものです。現行プランでは、施策面としてはありませんでしたが、事業としてはやっていたところです。今回のプランでは重要になってきているところで、体系の中に組み込むことを検討しておりまして、更に重点施策としても位置づけるかどうかと考えております。

続きまして施策の5-(1)「生活介護自立訓練 生活訓練等」についてですが、こちらは形式的な変更です。以前のものを見ていただきますと、実は「自立生活援助」というサービスが追加されたことがありましたので、それを「等」ということで含めたというような内容になります。

続きまして施策の5-(3)「施設入所支援・障がい児入所支援」についてですが、前は施設入所支援となっておりまして、いわゆる大人の施設入所のサービスについて記載しておりましたが、令和2年度に児童相談所の設置が行われまして、それに伴いまして東京都が業務を担っていた障がい児入所支援の業務、受給者の決定や重度障がい児入所支援の指定業務が区に移管されたところです。そのようなこともありまして名称の変更を検討しております。資料5は以上となります。

最後に資料6の説明ですが、先ほどありました重点施策の内容の資料になっております。これは簡単に方向性を記載したもので、全部で九つあります。それでは簡単に説明させていただきますと、重点的な取組1.施策の1-(1)ですが、区では令和2年に『基幹相談支援センター』を設置し、地域の関係機関のネットワーク構築とともに様々な総合相談支援を実施してきたところですが、引き続き強化に取組んでいく必要があるということで記載しております。

次に重点的な取組2.施策の1-(3)「福祉施設入所等の地域生活への移行の推進」についてです。こちらは、入所施設や病院等で生活する障がい者の生活ニーズをきちっと把握しまして、地域生活移行について支援を行っていく。そのためにサービスの活用やニーズの把握、本人の意向に沿った支援を行っていくと考えております。

次の重点的な取組3.施策の2-(1)「意思疎通支援の充実」ですが、実は令和4年5月に障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行されまして、

円滑な意思疎通が更に重要となっております。区では手話言語条例も制定しておりますが、引き続きコミュニケーション支援の充実やICTを活用して更なる利便性の向上を検討していきたいと考えております。

重点的な取組み4.施策の2-(3)です。「障がい者差別の解消」ですが、こちらは障がい者差別解消法が一部改正されまして、令和6年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されるといったところで、障がい理解の促進について関係機関と連携を図りながら啓発活動を実施して行くといった内容です。

重点的な取組み5.施策の3-(1)の「グループホーム等の居住支援の推進について」ですが、区はグループホームを運営する民間事業所の誘致に努めてきましたが、やはり重度障がい者を受け入れるところについては依然として不足している状況です。こちらをどんどん増やしていくために補助事業をまた新しくしたところですので、推進していきたいと考えております。

続きまして重点的な取組み6.施策の4-(1)「障がい児支援の充実」についてですが、障がい児通所支援利用者は増加傾向でありまして、障がい児支援の誘致のためには児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築が重要になってくるところで、『たんぼぼセンタ』の児童発達支援センター化や療育の質の向上、インクルージョンの推進等を行いまして地域支援体制の構築を進めていきたいと考えております。

重点的な取組み7.施策の4-(4)「医療的ケア児等の支援」です。これは先ほども説明いたしましたが、新しく施策として盛り込み、更に重点施策としたいと考えております。区では既に医療的ケア児等支援協議会の設置やコーディネーターの配置、あとは家庭家事サポート事業などを実施しております。今後も支援の強化を進めてまいります。

重点的な取組み8.施策の5-(4)「就労支援の強化」です。今後、法定雇用率が段階的に引き上げられるというところで、短時間労働者も雇用率の算定に含まれるなど就労機会が拡大されていくところですので、更なる支援が必要となって参ります。『じょぶ・あらかわ』をはじめ、いろいろな機関と連携を図りながら支援の強化を進めてまいります。

最後に重点的な取組み9.施策の5-(9)ですが障がい者の地域における社会参加を促進するというところで、引き続き『アクロスあらかわ』や実習所で制作した作品について展示会や展覧会を定期的に開催したり、地域交流を積極的に行いまして障がい者が芸術文化に触れる機会や活動に参加する機会の拡充を図ってまいりたいと考えております。長くなりましたが説明は以上です。

委員長：

資料のご紹介をいただきましたが、ご意見等ございましたら伺いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員：2点ございます。就労支援の強化のところに関してなのですが、先ほど言っている超短時間就労が法定化されることと、それから就労選択支援というところの兼ね合いの中で考えると、午前中は会社で仕事をして、午後は育ったB型を利用するケースもこの先出てくるかと思っておりますので、そういったシステムをどう作っていくかという辺りはぜひご検討いただければと思っております。それによって例えばもしかするとこの荒川区内の近隣の企業を開拓し、就労先として選んで、B型の出身の方々はわりと近いところで仕事とB型を利用して行くことも考えられるかなというようなことを印象としてもっております。

それから私ども都立学校と一部の国公立・私立32校ほどの特別支援学校、知的障がいの学校の卒業生の調査をしておりますが、その中で少し卒業生の全体の数が減ってきております。その原因の一つとして中学校の特別支援学級に在席している生徒さんたちの3割程が高校で特別支援教育を選ばない。つまり定時制高校やサポート校に行っているという実態が浮き彫りになってま

いりました。彼らは何らかの支援が必要なので中学校も特別支援学級に行っていまして、手帳のない方もいらっしゃるのですが、やはり高校の卒業資格が欲しいということが主な理由だと思うのですが、普通高校利用も選んでいらっしゃると思います。そういう方たちがどこかでこちらの福祉の道を選ぼうと思った時に誰に相談をしたらよいかということところがなかなか不透明で、実際そういった方たちがどういう進路を選んでいっているのかという辺りはなかなか見えてこないところがあるのです。ですので、そういう人たちももし必要なときには「是非、力を添えますよ」というようにそのようなところも一つ考慮していただけると良いと思っております。以上です。

委員長：事務局からいかがですか。

事務局：

ご意見ありがとうございました。就労につきましてはおっしゃるとおりで、法改正等に伴いましていろんな柔軟な働き方などの可能性を考えております。企業の開拓など、選択肢がどんどん広がっていくでしょうから、柔軟な働き方や可能性が広がっていくかと思っておりますので、そういうご意見を踏まえまして、区としてもどんどんそういったシステムづくりを進めていきたいと考えております。また福祉の道にいかうといったときの相談先はといったところで、確かに、相談先が分かりやすくあるということが一番重要かと思っております。区では『基幹相談支援センター』をはじめ、就労であれば『じょぶ・あらかわ』などいろいろ相談先を準備していますが、どんな方でも気付いて「あそこに相談すれば良いのだ」というのが周知されることがまず第1の目標ですので、仕組みを整えるとともに、相談しやすい環境づくりや、知名度の向上を含めて進めていきたいと考えております。

委員長：

企業側の説明についても、障がい者の理解をより深く理解してもらうために、企業への働きかけが大切だと思いますので、その点も含めましてぜひ是非ご検討いただければと思います。そして中学生の障がい者なども、今後の進路に関しましてはどこに相談したらよいかということも含めましてご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。どうぞ。

委員：

2点ありまして、これは次回以降のお話になるかと思うのですが、着目しているところを2点コメントしたいと思っております。1点目は本日の説明でもありましたが、1ページに基本的理念のところと重層の目的の話をつなぐさせながら入れましょうということがあるので、その基本的理念をこれから素案が出てくると思うのですが、現段階では34ページでしょうか。これがまず重層に触れられていないのでこれから書き込みが丁寧にされるのだらうと思うのですが、この辺の関係性について感心を持っているということが1点目です。

2点目は今回の計画の目玉は拠点のコーディネーターの辺りの話かなというのを着目しております。日々実践していると、相談支援だと単身生活をしている人の緊急時のサポートをするサービス等はあるのですが、地域の通所事業所の方たちも普段から土日や緊急事態が起きると自宅にかけつけてくれてサポートしてくれるような、とても熱心な通所事業所の方がいらっしゃるのです。そうした方たちは相談事業所からするととてもありがたく、相談支援はやはり単身の方が優先になってしまって、日々通所している人は通所の人との関係性もできているので、そちらで緊急時もかけつけてくれると負担が分散される。このようなことは、今荒川でできている力を皆

で共有していくことが大事だと思っているので、いわゆる単身の方たちはご近所さんや相談支援で頑張っただけとか、通所の方は通所しているところで頑張るよというような文化を作っていくためには、拠点コーディネーターがいないとなかなか難しいと思っております。令和8年までに整備ということですが、関心を持って見ていきたいという感想を持ちました。以上です。

委員長：

拠点コーディネーターの役割についても明確化して、緊急時にも対応できるかと思えます。それで今後の対応をどうしていくかがキーポイントで出てきた気がしますので、よろしく願いいたします。他にございますでしょうか。今現在資料4から6の議論でございますが、時間もございますので、全体を通してでも構いませんのでご質問等ございましたらいかがでしょうか。更に先ほどいったように今後のコーディネーターの役割等の新しい提案等も含めまして、何かご意見ございましたらいかがでしょう。

今回の策定委員会につきましては国の方針、そして令和8年までに3%とか1.何倍とか決められて、現在どのような状況かということは明確化されて、今現在荒川区は今後こういうことを重点的にやって行きますということを述べられた状況です。今回の説明に関しましては、資料のボリュームが多過ぎて、一度聞いただけではなかなか分かり兼ねるところもございますので、各専門の委員の方々はお家に戻って皆さんでご検討をいただいて、今後重点的にこういうことをやりたいとか、こういうことを役所でやってほしいということがありましたら、皆様方のご意見が反映されるような形で、今日の時点でなくても9月の中頃までを目途に、ご意見等がございましたら事務局の方にご連絡いただければと思います。本当に、障がい者の方々が幸せになって、安心して暮らせるような社会になってほしいという願いを込めましてこの会は設けられておりますので、ぜひ事務局にご連絡いただけてご意見を述べていただければと思います。障がい者の皆様の実際の声事務局に届けていただいて、重点項目に関しまして更に良いものになるように願っておりますが、そういう形でもよろしいでしょうか。議事進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。では次回等のことに関しまして事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：

では、次回の開催についてご説明させていただきます。10月12日木曜日の15時からを予定しております。場所は「サンパール荒川」の4階の第2、第3集会室を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：

どうもありがとうございました。以上をもちまして、第2回本委員会の議事は終了となります。皆様にはご多忙の中ご協力いただきまして、かつ円滑な会議を運営させていただいたことを心より御礼申し上げます。今回、事務局より今現在の成果目標の実施状況やプランの概要を示していただきましたが、この場で意見がなくても、9月までにご意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。本日の議事録は次回の委員会でお配りする予定です。以上をもちまして本委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上